

平成27年(ワ)第13029号, 第23567号

TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征 外1581名

被告 国

原告第23準備書面  
(TPPが水産業に及ぼす影響)

平成28年10月18日

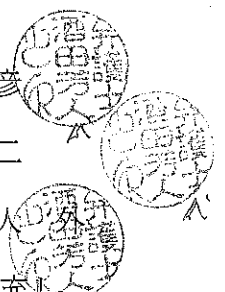
東京地方裁判所民事第17部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山田 正彦

弁護士 岩月 浩二

弁護士 酒田 芳人



本準備書面では, TPPが我が国の水産業に及ぼす影響について, 訴状に補充して主張します。

第1 総論

TPP協定では, 水産業を独立の章として規定することはしていませんが, いくつかの章に日本の水産業に影響を及ぼす規定があります。

そこで, その概要及び国民生活への影響を下記で詳述します。

第2 TPPが水産業に及ぼす影響

1 水産業及び関連産業の生産額が減少すること

水産業の関税は, 徐々に引き下げられ, 今では平均4.1%まで引き下げら

れています。そのため、ノルウェー、チリ、ベトナム、中国、韓国等から大量の水産物が輸入されて、日本は、かつての水産大国ではなくなってしまいました。しかし、これまでは、IQ制度を維持することによって、今までは魚介類の自給率は60%程度を維持してきました。IQ制度とは、農業におけるセーフガードと同様、主な魚種であるアジ、サバ、イカ、コンブ等に輸入枠を定めて、それ以上の輸入を禁止する制度のことです。

しかし、TPP協定では、IQ制度を廃止することになったため、輸入に歯止めがかからなくなってしまいます。

また、TPP協定第2章商品アクセス章の関税譲許表によれば、魚やイカ等のすべての魚介類に関税を撤廃、海藻類の関税を15%削減することとされています。

そして、農林水産省の試算では、関税率が10%以上のもので、国内生産額が10億円以上の13品目について関税撤廃された場合、生産額の減少は4200億円にのぼるとされています。水産物の自給率は62%から45%に低下し、水産業と干物、蒲鉾等の関連産業の生産減少額は4900億円、雇用の喪失は10万3000人と試算もあります。

したがって、水産業及び関連産業の生産額が減少することで、水産業に従事する人々の生活が苦しくなるおそれがあります。

## 2 漁業補助金が禁止されること

日本は、これまで、漁港の整備、漁船に関する建造資金の補助、低利での融資、燃油高騰の際の助成等に補助金を交付することで、安価な輸入水産物に対抗して、日本の水産業を維持、経営してきました。一例を挙げれば、平成27年度の水産基盤整備事業の予算は、約721億円です。

しかし、TPP協定第20章「環境」16条5項では、「締約国は、濫獲及び過剰な漁獲能力を防止し、並びに濫獲された資源の回復を促進するために立案さ

れる漁業管理のための制度の実施には、濫獲及び過剰な漁獲能力に寄与する全ての補助金の規制、削減及び最終的な撤廃を含めなければならないことを認める。このため、いずれの締約国も、補助金及び相殺措置に関する協定第一条1に規定する補助金であって、補助金及び相殺措置に関する規定第二条に規定する特定性を有するもののうち次のものを交付し、又は維持してはならない」と規定されています。

また、同条同項の注2において、「ある魚類資源の水準が、最大持続生産量を実現する水準又は入手可能な最良の科学的証拠に基づく代替的な基準値に当該魚類資源を回復させることを可能とするために漁獲量を制限する必要性が生ずる程度にまで低い場合」が「濫獲」にあたりと規定されています。「最大生産量を維持する」ということであれば、日本における、アジ、サバ、イカ、サケ等の代表的な魚種すべてが濫獲だと判断されることになってしまうおそれがあります。

もとより原告らも、濫獲により水産資源が枯渇することなど望んではいません。むしろ漁業者こそ、濫獲は自らの経済基盤を破壊することだと強く認識しています。しかし、経済的あるいは政治的に優位に立つ諸国が、不公正かつ恣意的な基準によって特定の国の漁業形態を「濫獲」と認定し、他の国の漁業企業（とりわけ巨大企業）に不公正な優位を与えることは、水産資源の保護とはむしろ相反するものであり、漁業者の経済活動に対する不合理な侵害といわなければなりません。

そして、「漁獲が行われる場所を管轄する国により又は関連する地域的な漁業管理のための機関により濫獲されていると認められる魚類資源」についても

「濫獲」にあたり規定されています。ここで、「漁獲が行われる場所を管轄する国により又は関連する地域的な漁業管理のための機関」として TPP の環境小委員会が予想されます。もっとも、この小委員会を構成するのは、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ等であり、日本の小規模の伝統的な沿岸漁業に

理解を示す国は見当たりません。

したがって、日本の水産業が「濫獲」にあたるとされて、漁業補助金が禁止されるおそれがあります。その結果、日本政府が独自の判断で水産業政策をとることができなくなってしまうこととなります。

### 3 外資系水産会社が漁業権に入札できるようになるおそれがあること

日本では、江戸時代以前から、集落ごとに前浜の入会漁業権が慣行として認められてきました。また、戦後には、法律によって、各地の漁業協同組合が、前浜1000から2000メートルの間の共同漁業権を認められてきました。

TPP 協定附属書Ⅱ「投資・サービスに関する留保（包括的留保）」の日本国の表に、「日本国は、領海、内水、排他的経済水域、及び大陸棚における漁業への投資又はこれらの漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する」とあり、続けて「『漁業』とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む」として集魚などをあげて定義しています。

しかし、ここで留保されているのは、「漁業」ではなく、「漁業への投資又はこれらの漁業に係るサービスの提供」にすぎません。そのため、漁業には TPP 協定第10章「国境を越えるサービスの貿易」の規定が適用されることとなります。

したがって、これからは、領海や排他的経済水域で、日本が独占的に行うことができた遠洋巻き網、底引き漁業、養殖漁業、定置網漁業等も、すべて TPP 加盟国に開放されます。その結果、外資系水産会社が漁業権に入札できるようになるおそれがあります。

以上

